

# 第2編 基本構想

池田町 第五次総合計画



# 第1章 池田町のめざす将来像

## いきいきと市民<sup>※1</sup>がつながり、 夢が持てる自然都市

池田町は、豊かな自然に育まれてきたまちです。濃尾平野の北西部の拠点として、地域特性を活かし、全ての町民が心ゆたかにこれからも暮らせるよう、まちづくりを進めていく必要があります。

町民が望むまちの方向性として、長い歴史のなかで育まれてきた「つながり」を大切にしたいという希望が多くありました。また、何歳になっても生きがいを感じながら生きることともに、未来へと継いでゆくシンボルとして、子どもを産み育てていくことが望まれています。

こうした背景のもと、今回の総合計画では、町民アンケート調査で2位であった理念「生きがい」を象徴的に示す「いきいき」という言葉、そして3位の理念「未来」を説明的に表現した「夢をもてる」という言葉を取り入れるとともに、めざすまちの姿の特徴のひとつとしてみられた「つながり」という言葉を盛り込みました。表現上の特徴としては、「～都市」という言葉で締めくくる第四次総合計画<sup>※2</sup>までの表現<sup>※2</sup>を踏襲し、文化や経済が栄え、ものやひとが行き交うイメージを示しました。

# 第2章 まちづくりの目標とめざすまちの姿

## 第1節 まちづくりの目標（池田町の基本理念）

町民アンケート調査で、多くの町民が重要であると回答した6つの理念を、池田町がめざすまちの基本理念として掲げます。



※1 池田町に係る人々は一般的に町民と称されるが、これからの将来像を捉えるにあたり、住む人、働く人、学ぶ人など多くの池田町の資源を活用する人々という広義の意味を含めるとともに、自治を担う人々は、社会における主権者の自覚を持ち、積極的に社会参画していくという能動的な趣旨を込め、これらを普遍的に指し示す言葉として「市民」と表現した。なお、「市民」と表現するのは本頁の将来像のみに留め、それ以外で同様の趣旨を指し示す表現としては統一的に「町民」と表現する。ただし、用語として既に定着している表現（市民活動団体、地域住民等）については、適宜、「市民」「住民」という表現を用いて記載している。

※2 第二次総合計画「田園文化都市」（昭和55年）、第三次総合計画「人間環境都市」（平成2年）、第四次総合計画「健康文化都市」（平成13年）。

## 第2節 まちづくりの目標(理念)とめざすまちの姿(生活課題・行政課題)

6つの理念を柱とし、生活課題から出された28の施策に、行政課題から出された10の施策を加え、38の施策を展開していきます(●印：生活課題、★印：行政課題)。

### 安心 災害や将来の生活に対して不安がなく暮らせるまち

- 年金制度が保持され、老後の生活が保障されている
- 福祉の町として、福祉サービスの体制整備がされている
- 誰もが心配なく子どもを産み育てることができる
- 高齢者介護のための施設が十分に提供されている
- ★ 高齢者が孤立感や孤独感なく、毎日安心して暮らすことができている
- 犯罪がなく、暮らすことができる
- 災害発生直後と、復興時とそれぞれで適切な支援が行なわれるようになっている
- 身近で安心して医療をうけることができる
- ★ 人生の各段階において、心身ともに健康であると認識している
- ★ 誰でも不安や不便を感じずに行きたいところへ行くことができている

### 生きがい 世代・性別・障がいの有無等にかかわらず、いきいきと暮らせるまち

- 子育て世代の経済的負担が軽減されている
- 退職世代の能力や経験が地域福祉の活動に活かされている
- 地域のつながりが強く、互いに声を掛け合い、人のつながりがあつたかいまちである
- 子どもや女性が安心して町を歩けるように地域ぐるみの取り組みがされている
- 一人ひとりの子どもが地域で大事に守り育てられている
- 先生が生徒と真剣に向き合い、お互いの距離が近く信頼関係があり、非行が少ない

### 未来 子どもや若者が未来に対して夢や希望がもてるまち

- ★ 人々の流入が進み、継続して池田町に定住している
- 地域ぐるみで子どもたちが楽しみ、活気づく取り組みや行事がある
- 子どもが将来の夢や目標を持ち、意欲的である
- ★ 大人と子どものふれあいがあり、子どもにモラルがある
- 教育環境が整っていて、勉強やスポーツに打ち込める

### 快適 豊かな自然環境が保全され、心地よく暮らせるまち

- 町民のマナーがよく、ごみが散乱していない
- ゴミ出し方法が町民にとって分かりやすく、ゴミ収集に負担がない
- 絶滅が心配されているハリヨが住めるくらい、川や池の水がきれいである
- 自然が残り、子どもたちが自然とふれあうことができる
- 自然が豊かで、人情があり、静かで落ち着きがあり、ほっとできる町である
- ★ 地域で作った農作物を地域内で消費するという循環ができている
- 豊かな自然環境を生かした教育が行われている

### 健全 効率的な行政経営がなされ、健全な財政となっているまち

- 地域によって公共サービスの格差がない
- 行政だけではなく、町民が主役となったまちづくりがされている
- 都市計画区域・農地ともよく整備されて、利用されている
- 限られたお金で、メリハリをつけ、より必要なことに使われるようになっている
- 町民から信頼される議会運営がなされている
- 池田町の財政が未来にわたって借金だらけにならず、健全である

### 活力 地域の資源が活かされ、人や産業に活気のあるまち

- ★ 地域のために働きたい人が働く場所があり、町民が協力したまちづくりがされている
- ★ 退職世代や若い人がまちづくりに積極的に参画している
- ★ 大企業や特色ある企業が進出することで賑わいと雇用が生まれ、若者も地元に着定して生活している
- ★ 広域的なエリアのなかで池田町がにぎわいを生み出す核となっている

# 第3章 土地利用構想

## 第1節 土地利用の基本的な考え方と方針

### 1. 土地利用の基本的な考え方

土地は、現在そして将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、町民生活や生産活動の共通の基盤となるものです。

土地に限られた資源であるという共通認識を持ち、本来有する機能を残し、かつ活かし、本町の特性である「美しい自然環境の保全と共生」「快適且つ安全な定住環境の整備」「発展の基盤となる都市環境の整備」について、これら特性の均衡ある整備を図ることを基本として、町民との合意形成を図りながら、総合的な土地利用を図るために、次の基本方針を定めます。

### 2. 土地利用の基本方針

- 緑豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産を次世代に継承するために、自然環境、緑地、歴史文化遺産の保全に努め、自然と共生し、景観形成や環境美化に努めます。
- 農業の振興や都市、住環境等の空間を確保するため、優良農地の確保と保全に努めます。
- 誰もが愛着をもって住み続けられる安全で快適な住環境の形成と公共施設の適切な配置により、定住人口の維持、確保に努めます。
- 交通ネットワークによる利便性を活かした都市、住環境の整備に向けて、都市計画道路<sup>※1</sup>等の道路網の整備と連携した都市的環境整備に努めます。
- 町の活力の創出に向けて、商業施設機能の集積や企業誘致による産業の立地を促進する土地の確保に努めます。
- 自然災害の防止や防災対策のための基盤整備を、自然環境との共生に留意した土地利用に努めます。

## 第2節 土地利用の現状と課題

現在、池田町面積3,879haのうち、山地1,582ha（40.8%）、農用地1,080ha（27.8%）、宅地479ha（12.3%）、道路229ha（5.9%）、河川・水路208ha（5.4%）、その他301ha（7.8%）として、土地利用がされています（岐阜県農林水産統計年報（H21.3）参照）。

池田山の麓に広がる平野部には、農地である生産緑地帯が広がり、農用地の内840.6ha（77.8%）（池田農業振興地域整備計画書（H20年度）参照）を、農振農用地区域として、優良農地の保全と団地化、緑地化が保たれています。

土地利用の用途は、住宅地、商業地、工業地が増加傾向にあります。特に、商業施設については、複合型店舗や遊技場施設等の大規模な開発が行われています。又、町では、新たに道の駅の建設と北部工業団地の造成に向けた計画が進んでいます。

土地利用をとりまく課題としては、梅谷片山トンネル、東海環状自動車道（西周り）の開通を控え、都市計画道路等の主要幹線道路や幹線道路の整備を進め、近隣の市町とを広域的に結ぶことで、人・物流の円滑な交通ネットワークの構築を図り、併せ生活道路の整備を推進することで、道路の利便性と安全性の向上を図りながら、適所に住宅地域、商業地域、工業地域、公共施設、観光スポット等を配置し、立地を進めていく必要があります。

少子高齢化による人口の大幅な減少となる社会情勢において、池田町においても定住人口の維持、確保に向けたこれらの土地利用は、町の活力の創出に、極めて重要な施策であり、まちづくりの中長期的な観点に立ち、計画的に実施していかなければなりません。しかしながら、これらの土地利用には、農林業の振興を念頭に、優良農地の確保と保全について、又、自然環境との共生について、十分に留意して調和を図りながら事業を実施していく必要があります。

そのためには、土地所有者をはじめとする地域住民との土地利用に向けた合意形成により、土地利用の用途のゾーニング化を図ることにより、都市的土地利用と自然的土地利用の観点からの揖斐三町都市計画（非線引き）区域における「秩序ある土地利用」を進めるための土地利用構想の確立が重要な課題となっています。

このため、土地利用における様々な課題を考慮し、土地利用検討委員会や町民参画による多角的な意見の聴取を行いながら、町民の合意形成に基づく、有効かつ適切な土地利用を実施していく必要があります。

※1 都市計画で定められる都市施設のうち、都市計画決定された道路のことを指す。都市計画道路は、都市の骨格を形成するとともに、自動車交通体系の根幹となる道路と言え、将来の発展状況や交通需要などに対応するよう決定される。都市計画道路の区域には、都市計画制限（建築制限）がかかる。

### 第3節 用途別基本方向



【凡例】

	主要な道路(国道)		農地・集落地他
	主要な道路(県道)		農業振興ゾーン
	主要な道路(町道)		工業ゾーン
	主要な道路(構想)		商業ゾーン
	鉄道		住宅ゾーン
	主要な河川		市街地
	保全林		公共ゾーン
	学習・交流・健康文化ゾーン		

#### 1. 都市的土地利用

##### (1) 住宅地

人口及び世帯数の増加や高齢化の進行、多様化する住宅需要に的確に対応し、良好な住環境の形成と安全でゆとりある空間の確保に向け、地域特性に配慮しながら、生活関連施設の整備・改善に必要な用地を確保し、市街地（集落）の形成を図ります。

##### (2) 商業地

中心市街地の活性化に向けて空屋・空店舗の再利用等を促進しつつ、大規模な商業・物流施設等の立地は、都市計画道路等の主要幹線道路沿いへ誘導し、必要最小限規模の集積を図りながら進め、中心市街地と商業地の双方の活性化に向けた整備、機能の充実を図ります。

##### (3) 工業地

既存の工場団地及びその周辺地区は、企業の集積を図るように務め、道路・水路等の立地条件を備えた地区を確保して立地を図ります。その際には、環境保全や周辺土地利用との調和に配慮し、町民の就労機会の確保と誘致企業や既存企業、地場産業の生産基盤の強化に向けた環境整備を図ります。

##### (4) 公共用地

定住促進と生活水準の向上に資するために必要である福祉、健康増進、教育、環境衛生、観光等の公共施設用地には、自然環境に配慮しつつ必要な用地の確保を優先して図ります。また、高度情報化社会や町民のニーズの多様化に対応すべくこれら公共施設の適切な配置や相互のネットワークの形成を図ります。

##### (5) 公園・緑地

南部公園（都市計画公園）、大津谷公園、池田公園、霞間ヶ溪スポーツ公園などの大規模公園については、緑の拠点として、また、市民のスポーツ、レクリエーション活動の拠点としての機能の充実を図ります。

集落内の身近な公園については、憩いとやすらぎの場として、計画的に整備を図ります。

町内の緑地は保全するとともに、緑地化を推進して、緑豊かな町並みの形成、景観、美観への配慮を図ります。

##### (6) 道路

道路については、人・物の地域間交流、生産基盤の整備等を円滑に進めるため、都市計画道路等の主要幹線道路、生活道路である一般道路の整備については、町民の住環境の向上のため、道路の利便性と安全性に務めます。

農道・林道については、農林業の生産性の向上と農地、森林の適正な管理と保全を図るべく必要な用地を確保します。

##### (7) 水路

用水路については、全町にわたり安定した水を供給し、農作業と農産物の生産性の向上に資するべく、機能の維持、向上を図ります。

排水路については、円滑な排水系の確保をしつつ、排水の水質の向上に向け務めます。

## 2. 自然的土地利用

### (1) 森林（池田山）

森林については、町土保全、水源かん養、自然環境保全、保健休養、林産物の生産基盤といった公益的な機能を複数有していることから、これら機能が総合的に発揮し得るよう適正な管理を実施し、森林の確保と治山整備に努め、「学習」「交流」「健康文化」の場としての利用促進を図ります。

池田山は、町民の身近な保養地、自然とのふれあいの場であり、ハンゲグライダー等のスカイスポーツ、夜景等の観光の名所でもあることから、山頂及び山頂道路等の整備を図ります。

### (2) 農用地

農用地については、農業振興を図るため、地域の営農状況を加味した保全すべき農地をゾーン化し、長期的な観点による優良農地の保全と集団的優良農用地を中心とした確保を図ります。

### (3) 自然・歴史文化遺産

自然環境や歴史文化遺産の保全に努め、自然や歴史・文化が町民生活と調和する環境づくりを進めるとともに、景観形成や環境美化など美しい都市空間づくりを図ります。

### (4) 河川

洪水に対する安全性の確保を図るとともに、水辺に生息する生物の育成環境に十分に配慮した身近な自然とふれあえる空間として、親水性の向上を図ります。

特異気象である台風やゲリラ豪雨、都市的土地利用の増大に伴い、土地の保水能力が低下し、水害の危険性が高まっていることから、調整池、排水路の整備や緑地化の推進、地下浸透性の向上などにより、河川への影響、機能保全に努めます。